平成２３年（フ）第１１６号
奈良県磯城郡田原本町大字松本139番地の３
債務者　中岡邦子こと　中岡　**邦**子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
奈良県御所市大字東名柄13番地
債務者　米田　　稔
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
奈良県橿原市中町200番地の79
債務者　木村　浩一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
奈良県大和高田市大中南町４番53―106号
債務者　田代　幸恵
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
奈良県橿原市中曽司町849番地の１　吉田住宅３号室、前住所奈良県橿原市中曽司町298番地の１
債務者　松田　　悟
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
奈良県御所市大字東松本43番地の52
債務者　米永　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄462番地の11
債務者　丹羽　正次
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
岐阜県不破郡関ヶ原町大字野上1150番地の２
債務者　小林　和雄
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
和歌山県田辺市上屋敷１丁目16番52―206号
債務者　戸井　博志
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第５４号
静岡県富士市久沢729番地の１、前住所静岡県富士市水戸島１丁目６番37―804号
債務者　山本　幸男
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６４号
静岡県富士市入山瀬２丁目３番５号、前住所静岡県富士市厚原858番地
債務者　古瀬マキ子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６９９２号
大阪府門真市沖町16番26号
債務者　久保田ひろみ（旧姓向囿）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１号
熊本県水俣市袋2242番地
債務者　松下　睦枝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第８７号
釧路市益浦４丁目12番12号
債務者　徳田　孝幸
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
北海道厚岸郡浜中町暮帰別西１丁目28番地
債務者　高嶋　俊彦
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
釧路市鳥取北４丁目８番11号
債務者　隈元　裕春
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０６号
釧路市東川町15番２号
債務者　鳥山　雄広
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所